

厚生労働大臣の定める掲示事項

1、入院基本料について

当院では、以下の届出を行っております

I. 『精神病棟入院基本料(15対1入院基本料)』

A4病棟・B2病棟は、15対1入院基本料と看護補助加算(30対1)のを算定しています。従って、この病棟(60床)では1日に12人以上の看護職員(看護師・准看護師)と6人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

日勤帯	8:15 ~ 17:00	看護職員1人当たり受け持ち数は、8人以内です。
準夜帯	17:00 ~ 0:30	看護職員1人当たり受け持ち数は、30人以内です。
深夜帯	0:30 ~ 8:15	看護職員1人当たり受け持ち数は、30人以内です。

看護補助者1人当たりの受け持ち数は、1日当り10名以内です。

B3病棟は、15対1入院基本料と看護補助加算(30対1)のを算定しています。従って、この病棟(44床)では1日に9人以上の看護職員(看護師・准看護師)と5人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

日勤帯	8:15 ~ 17:00	看護職員1人当たり受け持ち数は、9人以内です。
準夜帯	17:00 ~ 0:30	看護職員1人当たり受け持ち数は、22人以内です。
深夜帯	0:30 ~ 8:15	看護職員1人当たり受け持ち数は、22人以内です。

看護補助者1人当たりの受け持ち数は、1日当り9名以内です。

II. 『精神療養病棟入院料』

A3病棟は、精神療養病棟入院料を算定しています。従って、この病棟(60床)では1日に12人以上の看護要員(看護師・准看護師・看護補助者)が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

日勤帯	8:15 ~ 17:00	看護要員1人当たり受け持ち数は、8人以内です。
準夜帯	17:00 ~ 0:30	看護要員1人当たり受け持ち数は、30人以内です。
深夜帯	0:30 ~ 8:15	看護要員1人当たり受け持ち数は、30人以内です。

当該病棟において、看護職員(看護師・准看護師)及び看護補助者の最小必要数の5割以上が看護職員です。

当該病棟において、看護職員(看護師・准看護師)の最小必要数の2割以上が看護師です。

III. 『認知症治療病棟入院料1』

A2病棟は、認知症病棟入院料1を算定しています。従って、この病棟(60床)では1日に9人以上の看護職員(看護師・准看護師)と8人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

日勤帯	8:15 ~ 17:00	看護職員1人当たり受け持ち数は、12人以内です。 看護補助者の1人当たり受け持ち数は、10人以内です。
準夜帯	17:00 ~ 0:30	看護職員・看護補助者1人当たり受け持ち数は、20人以内です。
深夜帯	0:30 ~ 8:15	看護職員・看護補助者1人当たり受け持ち数は、20人以内です。

看護補助者1人当たりの受け持ち数は、1日当り8名以内です。

※ 当病棟は、準夜帯・深夜帯を3名の看護職員・看護補助者で対応しており、**認知症夜間対応加算**を算定しています。

当病棟は、入院患者の退院に係る支援部門を設置し、退院調整を行うに必要な整備を行い**退院調整加算**を算定しています。

2、入院診療計画・院内感染防止対策・医療安全管理体制・褥瘡対策 について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める**院内感染防止対策、医療安全管理体制、栄養管理体制及び褥瘡対策**の基準を満たしております。

3、入院食事療養について

当院では、入院食事療養(I)を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。入院時食事療養に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は、管理栄養士の管理の下に、適時適温にて提供しております。また、あらかじめ定められた日に、患者さんに対して提示する複数のメニューから、お好みの食事を選択できる『**選択メニュー**』を実施しております。これによる患者さんの特別な自己負担はありません。

4、明細発行について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にご希望をお申し出ください。

5、基本診療料・特掲診療料の施設基準等 に係る届出について

当院では、次のとおり施設基準等に係る届出を行っております。

基本診療料・特掲診療料の施設基準等に係る届出一覧

基本診療料

精神病棟入院基本料	(精神入院)第203号
精神療養病棟入院料	(精療)第3号
認知症治療病棟入院料1	(認治1)第12号
看護配置加算	(看配)第203号
看護補助加算1	(看補)第203号
療養環境加算(B2・B3病棟)	(療)第108号
精神科身体合併症管理加算	(精合併加算)第87号
救急医療管理加算	(救急医療)第206号
後発医薬品使用体制加算1	(後発使1)第8328号
情報通信機器を用いた診療に係る基準	(情報通信)第173号
医療DX推進体制整備加算	(医療DX)第1128号

特掲診療料等

薬剤管理指導料	(薬)第41号
入院時食事療養・生活療養(1)	(食)第173号
医療保護入院等診療料	(医療保護)第27号
精神科作業療法	(精)第17号
重度認知症患者デイ・ケア料	(認デ)第19号
精神科ショート・ケア(大規模なもの)	(ショ大)第66号
精神科デイ・ケア(大規模なもの)	(デ大)第98号
精神科デイ・ナイト・ケア	(デナ大)第39号
CT撮影 及び MRI撮影	(C・M)第844号
運動器リハビリテーション料(Ⅲ)	(運Ⅲ)第378号
認知症患者リハビリテーション料	(認リハ)第6号
酸素加算	(酸素)第147139号
抗精神病特定薬剤治療指導管理料 (治療抵抗性統合失調症治療指導管理料)	(抗治療)第22号
精神科在宅患者支援管理料	(精在宅援)第11号
こころの連携指導料(Ⅱ)	(こ連指Ⅱ)第16号
療養生活継続支援加算	(療活継)第28号
外来・在宅ベースアップ評価料(1)	(外在ベⅠ)第670号
入院ベースアップ評価料20	(入べ20)第6号

食事

入院食事療法・入院時生活療養(Ⅰ)	(食)第173号
-------------------	----------